

寄付金募集趣意書

学校法人明浄学院の創始は、大正10年（1921）の明浄高等女学校の設置にまで遡ります。以後、明浄学院中学校、明浄学院高等学校、大阪明浄女子短期大学、大阪明浄大学（平成18年から大阪観光大学に名称変更）を設置し、これまで43,000人余の卒業生を送り出してまいりました。平成33年（2021）には創立100周年を迎えます。

中学校、短期大学は廃止となりましたが、明浄学院の建学の精神「**明く、浄く、置く**」の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成を継承して、現在、大阪市阿倍野区には明浄学院高等学校（全日制 普通科 女子）、大阪府熊取町には大阪観光大学（観光学部・国際交流学部 男女共学）を設置し、教育・研究・社会貢献に尽力しているところです。

学校法人明浄学院では、創立80周年記念の寄付金募集を行いました。今般、創立100周年に向けて、明浄学院が今後も一層発展し、社会有為の人材を輩出するために、教育・研究の施設・設備の充実、社会貢献・国際交流の奨励、改組転換等の教育改革の推進、学生・生徒のための奨学金制度の充実と課外活動等への支援などの一連の事業を積極的に遂行していくことが欠かせません。そのためには多大の資金が必要です。学院としては、資金の相当部分を役員・教職員、同窓生、保護者会・後援会員をはじめとする学院内外の関係者や広く一般の篤志家の皆様方からのご支援に仰ぎたく存じます。どうかこの趣旨にご賛同いただき、当学院学生・生徒のために、格別のご高配・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

学校法人明浄学院

学校法人明浄学院寄付金募集要項

- ◆目的 当法人の設置する大阪観光大学、明浄学院高等学校の教育・研究環境や学生・生徒の福利厚生等を充実するため。
- ◆使途 教育・研究活動に対する支援、奨学金等の学生・生徒の学修及び課外活動に対する支援、教育・研究に係る地域連携事業等社会貢献・国際交流に対する支援に活用する。
- ◆目標額 3億円
- ◆期間 平成26年4月1日～平成31年3月27日
- ◆申込方法 寄付は任意ですがお申込みの際は、ゆうちょ銀行から郵便振替でお願いします。同封の振替用紙に必要事項をご記入の上お払い込み下さい。手数料は不要です。

- ◆領収書と免税証明書の送付
寄付金が払い込まれますと、当学院から改めて領収書と免税に必要な文部科学大臣による特定公益増進法人の証明書をお送りいたします。

- ◆税法上の優遇措置
(個人の場合は、所得控除の措置が講じられます。法人の場合は、損金に算入できます。)

- 所得控除

総所得金額の40%が寄付金額の上限で、

寄付金額－2,000円＝課税所得から控除される額となります。

確定申告書の際、寄付金控除欄に所定事項を記入し、上記の領収書と証明書を添付して申告して下さい。

- 損金算入

$[(\text{所得金額} \times 6.25\%) + (\text{資本金等の金額} \times 0.375\%)] \div 2 = \text{損金算入限度額}$
一般の寄付金の限度額と別枠で損金算入ができます。

お問い合わせ先：法人本部 TEL.072-451-3333

高校事務室 TEL.06-6623-0016

大学事務局 TEL.072-453-8222

- ◆芳名録への掲載・個人情報について

ご寄付いただいた方については芳名録に記載し末永く顕彰いたします。寄付金に関して皆様方から頂きました情報は、個人情報保護法等の法令を遵守し、芳名録、領収書等の募金業務等に使用します。